

ホワイト企業アワード2年連続受賞 9日間連続休暇が高評価、ホワイト制度部門大賞

木造注文住宅を手がける株式会社アキュラホーム（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：宮沢俊哉）は、一般財団法人日本次世代企業普及機構が主催する、次世代に残すべき企業を表彰する第二回ホワイト企業アワードにおいて、ホワイト制度部門大賞（※1）を受賞しました。昨年は、CSR部門、女性活躍部門で受賞しており、2年連続の受賞となります。

ホワイト企業アワードは日本次世代企業普及機構が、素晴らしい組織・企業を増やしていくという理念のもと、単なる働きやすさの充実にとどまるだけでなく、適正な利益・お客様への貢献・従業員満足度によって構成される新しい指標を構築し、次世代に残すべき企業の表彰制度として昨年よりスタートしています。今年度の表彰部門は、労働時間削減部門、ホワイト制度部門、女性活躍部門、イクメン支援部門、ダイバーシティ部門の5部門です。2017年は272社の応募があり、13社が受賞しています。3月14日には表彰式が行われる予定です。

【受賞部門：ホワイト制度部門】

受賞理由：長期休暇制度（9日間連続休暇）やクリスマス早帰りプレゼント、しあわせ一時金等に代表される社員の働きやすさを追求した各種制度があり、実行されている点です。また、長期休暇制度を利用するためにもチーム制をひき、営業、設計、それをサポートする人等、チームで仕事をする体制となり、それが長期休暇取得を可能とし、結果として労働時間削減に繋がっています。また幸せ一時金制度については、既に総額1億円を超える金額を支給し、社員の出産を後押しし、その後の子育てについても育児コース転換制度、育児短時間勤務制度などで出産後のサポート体制も充実していることから、今回の受賞となりました。

【ホワイト企業アワードについて】

次世代に残すべき企業、残る企業の特徴として、「適正な利益・成長」「お客様からの信頼」「従業員満足度」の3要素のバランスが大事であることを、ホワイト企業（次世代企業）の概念として普及させることを一般財団法人日本次世代企業普及機構のミッションとして活動しています。

働き方についての関心が集まる中、アキュラホームでは昨年より新たな取り組みとして「9日間連続休暇」を、全社員を対象にスタートしました。自身の人生を豊かにすることこそが、住まい手の最高の暮らし提案につながる。お客様の住まいづくりで“しあわせ”な暮らしのお手伝いをするアキュラホームの社員もしあわせであってほしいという社長宮沢俊哉の考えのもと、やりがい創造するとともに、今後も働きやすい職場環境づくりを推進していきます。

（※1）ホワイト制度部門：効果的・いろんな会社で導入できそう・良いアイデアの制度を評する部門賞。

<本件について報道関係からのお問い合わせ先>

株式会社 アキュラホーム 広報課 堀越・西口 Email: aqura_pr@aqura.co.jp
住所：東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 34F TEL:03-6302-5010（直通）FAX:03-5909-5570

——アキュラホームの制度紹介——

■長期休暇制度（9日間連続休暇）

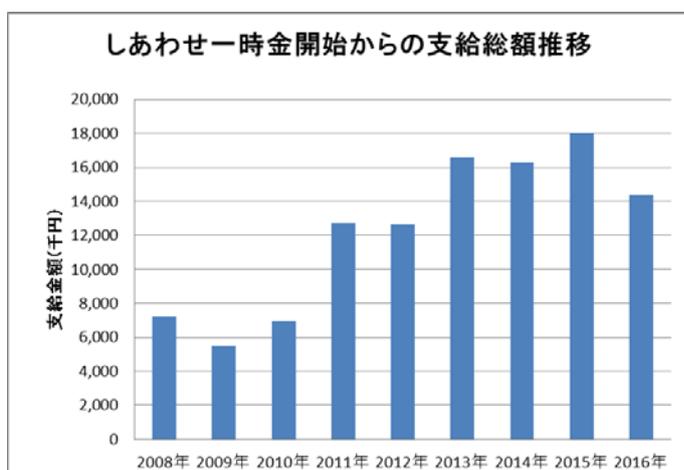
アキュラホームでは2016年の3月より、年末年始休暇や夏季休暇とは別に「9日間連続休暇」を義務化しました。今まで住宅業界では特に難しいとされてきた長期の休暇取得ですが、原則9日間を連続で休むこととし、早期から予定を立て、同じ部署内で情報共有、チーム力を強化することで、9日間の連続休暇を実現しています。

■クリスマス早帰りプレゼント

クリスマスイブは定時退社時間である18時を一時間早めて17時帰社とすることができる制度です。ご家族や大切な人と過ごす時間を大切にするという目的で、毎年実施しています。

■しあわせ一時金

社員の出産、育児を支援するしあわせ一時金制度は2008年4月にスタートしました。1人目の出産時には30万円、2人目は50万円、3人目以降は1人につき100万円の出産祝い金を支給しています。8年で社員数の増加とともに、しあわせ一時金支給総額も徐々に増加し、これまでに累計で1億円以上の祝い金が支給されました。



	しあわせ一時金支給額
第1子出産	¥300,000
第2子出産	¥500,000
第3子出産以降	¥1,000,000

4人子供を設けると…

たとえば4人子供を設けるとしあわせ一時金は総額で280万円になり、さらに東京不動産健康保険組合の祝い金42万円（子供1人あたり）を加えると448万円になります。

■育児コース転換制度

子供が小学校に就学する月まで育児コース（パートナー社員）に転換できる制度です。この制度を適用すると、時給制の短時間勤務が選択できます。また、育児コース転換制度が終わると、正社員として復帰することができます。（原則入社後1年以上の正社員）

■育児短時間勤務制度

子供が3歳になるまで、育児短時間勤務制度の適用を受けることができます。この制度を適用すると、正社員でありながら勤務時間を6～7時間で選択することができます。（原則入社後1年以上の正社員）